

改正

昭和57年12月21日条例第36号
平成12年3月27日条例第20号
平成17年9月28日条例第65号
平成17年12月19日条例第80号
平成20年12月16日条例第34号
平成23年3月22日条例第6号

多治見市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、多治見市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、審議会を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 市議会の議員 4人以内
- (3) 市民 4人以内

3 前項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成21年4月1日において、現に委員である委員（第3条第2項第1号及び第3号の委員に限る。）の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（昭和57年12月21日条例第36号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第20号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 多治見市都市計画特別工業地区建築制限条例（昭和57年条例第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成17年9月28日条例第65号）

この条例は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第80号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）